



# 山形県公報

平成19年4月1日(日)

号 外 (15)

## 目 次

### 訓 令

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令..... (人 事 課) ... 1

## 訓 令

### 山形県訓令第16号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程(昭和38年8月県訓令第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「いい、事務吏員、技術吏員及び技能労務職員に区分する」を「いう」に改め、同条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条の2第2項中「第40条第1項第3号若しくは第3項後段」を「第40条第4項」に改める。

第19条の見出しを「(兼職)」に改め、同条第1項中「兼任させ、又は」を削り、同条第2項及び第3項中「兼任又は」を削る。

第36条中「、出納長に係るものは、出納局総務課長がそれぞれ」を削る。

第39条第1項中「東京事務所総務調整課長」を「東京事務所総務広報課長」に改める。

別表第2職員の区分の欄中「及び農林水産部付」を「、産業連携推進監及び農林水産部付」に、「出納局長」を「会計管理者、出納局長」に改める。

別表第3第1項の表保健医療大学の項職員の欄中「助教授」を「准教授」に改める。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

「

ふりがな	
氏 名	
身 分	

」を「

ふりがな	
氏 名	

」に改め、同様式の注書第1

項中「身分、」を削る。

別記様式第1号の3中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

「

身 分		内
給 料 表		申
級 号 給		決
職 名		定
(課係)		

」を「

給 料 表		内
級 号 給		申
職 名		決
(課係)		定

」に改める。

別記様式第1号の5中 「身分、職名」 を 「職名」 に改める。

別記様式第6号中 「(身分)  
(所属)  
(職名)」 を 「(所属)  
(職名)」 に改め、同様式の注書第1項

中「身分・」及び「身分、」を削り、同注書第2項第1号の表第1項、第7項及び第8項中「山形県(身分)」を「山形県職員」に改め、同表中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項から第24項までを1項ずつ繰り上げ、同表第25項中「山形県(身分)」を「山形県職員」に改め、同項を同表第24項とし、同表中第26項を第25項とし、第27項を第26項とする。

別記様式第7号中 「身分職名」 を 「職名」 に改める。

別記様式第20号及び別記様式第21号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

「身分職名」 を 「職名」 に改める。

別記様式第29号の2中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

「身分職名 (嘱託業務名)」 を 「職名 (嘱託業務名)」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。